

令和 6 年 1 月
警察庁・国土交通省

「国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁及び国土交通省において、令和 5 年 12 月 15 日から令和 6 年 1 月 13 日までの間、「国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則案」に対する意見の募集を行った結果、16 件の御意見を頂きました。

「国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び国土交通省の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（令和 6 年 国家公安委員会規則・国土交通省令第 1 号）

2 命令等の案を公示した日

令和 5 年 12 月 15 日

3 頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び国土交通省の考え方

頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び国土交通省の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 16 件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	16 件
電子メール	0 件
郵 送	0 件

「国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則案」に対する御意見並びにこれに対する警察庁及び国土交通省の考え方について

1 「国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則案」関係

本命令案に対しては、インターネットにより標識等を公衆の閲覧に供する義務の適用が除外される場合について、

- 除外要件を設けるべきではない。
- 全ての自動車運転代行業者に義務を課した上で、警察庁や国土交通省が認めた業界団体のホームページへ掲載することによっても、当該義務を果たしたこととすべき。

といった御意見がありました。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「改正法」という。）による自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「代行業法」という。）の一部改正に伴い、自動車運転代行業者に対して、認定を受けたことを示す標識、利用者から收受する料金及び自動車運転代行業約款（以下「標識等」という。）をインターネットにより公衆の閲覧に供する義務が課されることとなります。ただし、改正法による改正後の代行業法第6条第1項において、「その事業の規模が著しく小さい場合その他の国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合」には当該義務を課さないこととされていることから、自動車運転代行業の営業実態や、現に自社ウェブサイトを有しない事業者に上記の義務を課すことに伴う経済的負担等に鑑み、原案のとおり定めることとしたものです。

2 その他

本命令案に対する直接の御意見ではありませんが、インターネットにより標識等を公衆の閲覧に供する方法に関する御意見や、代行運転自動車標識に関する御意見等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。